



(他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供)の規定による販売又は役務の提供とする。

**第十一條** 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。

(法第二十六条第一項第八号の規定による法の規定の適用除外に係る経過措置)

**第十二条** 販売業者又は役務提供事業者が法第十六条第一項第八号イ、ロ若しくはハ又はこの政令別表第二各号に規定する者(以下この条において「許可事業者等」という。)となる前に締結した契約、許可事業者等となる前に受けた申込み又は許可事業者等となつた後にその申込みにより締結した契約に係る販売又は役務の提供については、同項第八号の規定にかかわらず、法第二章第二節から第四節までの規定(こ

第五節 雜則

2  
販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後、に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

**第十条** 法第二十条第一項の規定による承諾に関する手続等) 販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

前三項の規定は、法第十九条第三項において法第十八条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

三 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する役務の提供  
四 葬式のための祭壇の貸与その他の便宜の提供

**第十六条** 法第二十六条第五項第一号の政令で定める商品は、別表第三に掲げる商品とする。  
(申込みの撤回等ができるない売買契約等に係る商品の代金等の金額)

**第十七条** 法第二十六条第五項第三号の政令で定める金額は、三千円とする。

元又は役務の提

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十七号）第二条第一項第八号イ又はロに規定する役務の提供

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する役務の提供（同号）

**第十五条** 法第二十六条第四項第一号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

**第十四条** 法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品は、自動車（二輪のものを除く。以下この条及び第三十四条第一号において同じ。）とし、同項第一号の政令で定める役務は、自動車の貸与（当該貸与を受ける者が道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）第八十条第一項ただし書の自家用自動車の使用者として当該自動車を使用する場合に限る。）とする。

四三 摩アンマッサージ又は指圧を行うこと、カラオケボックスにおいてその施設又は設備を使用させること。

一　海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の二又は第二十条第二項に規定する事業として行う役務の提供  
二　飲食店において飲食をさせること。

（これらの規定に係る罰則を含む）の適用があるものとする。

（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）

**第十三條** 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第三十七条第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めで営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。

三 提供契約を締結して行う役務の提供  
店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の一第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く）

くは第二項若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。)のあつた者に限る。)に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問し

客（当該訪問の日前一年間に当該販売又は役務の提供の事業に関する取引（当該取引について法第四条第一項、第五条第一項若し

二 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客に依頼する場合、原則として、販売業者にて受け取った申込みを受け、又は請求を受けた後、これを締結して行う販売又は役務の提供

**第十八条** 法第二十六条第六項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 現に店舗において販売を行つてゐる販売業者（以下「店舗販売業者」という。）又は現に店舗において役務の提供を行つてゐる役務提供事業者（以下「店舗役務提供事業者」という。）が定期的に住居を巡回訪問し、商品若しくは特定権利の売買契約の申込み若しくは売買契約の締結の勧説又は役務提供契約の申込み若しくは役務提供契約の締結の勧説を（適用除外される訪問販売の取引の態様）

十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十四条第六項の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第十七条若しくは第二十一条の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。)のあつた者に限る。)に対して電話をかけ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等(法第二条第二項に規定する郵便等をいふ。以下この条において同じ。)により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便

ビジョン放送若しくはウェブページ等を利用して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。

(適用除外される電話勧誘販売の取引の態様)

**第二十条** 法第二十六条第七項第二号の政令で定める取引の態様は、販売業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関する、二以上の取引(当該取引について法第

磁的方法により若しくはヒラ若しくはバンブーレットを配布し、又は広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、若しくはラジオ放送、テレ

**第十九条** 法第二十六条第七項第一号の政令で定める行為は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電話をかけることを請求させる行為。

く。)のあつた者に限る。)に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供所その他の事業所(以下単に「事業所」という。)に所属する者に対してその事業所において行う販売又はその事業所において役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供(その事業所の管理者の書面による承認を受けて行うものに限る。)

等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供とする。

## 第二章 連鎖販売取引

(法第三十七条第三項の規定による承諾に関する手続等)

**第二十一条** 法第三十七条第三項の規定による承諾は、連鎖販売業を行う者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売契約の相手方に對し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売契約の相手方に対するものとよる。

連鎖販売業を行う者は、前項の承諾を得た場合で、当該承諾に係る連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売契約の相手方から書面等によつて得るものとする。

**第二十四条** 法第四十一条第一項第一号の政令で定める金額は、五万円とする。

### (特定継続的役務)

**第二十五条** 法第四十一条第一項第一号の政令で定める金額は、別表第四の第一欄に掲げる特定継続的役務による手続等)

(法第四十二条第四項の規定による承諾に関する手続等)

**第二十六条** 法第四十二条第四項の規定による承諾は、別表第四の第一欄に掲げる特定継続的役務による手続等)

(法第四十二条第四項の規定による承諾に関する手続等)

**第二十七条** 法第四十五条第一項の政令で定める金額は、五万円とする。

### (法第四十五条第一項の政令で定める金額)

**第二十八条** 第七条の規定は、法第四十七条第二項の政令で定める法人の前段又は第五十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは、「法第四十七条第一項前段」と読み替えるものとする。

(法第四十八条第二項の政令で定める関連商品の前段」とあり、「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは、「法第四十七条第一項前段」と読み替えるものとする。

**第二十九条** 法第四十八条第二項本文の政令で定める関連商品は、別表第五に掲げる商品とする

(法第四十九条第一項第一号の政令で定める額)

**第三十条** 法第四十九条第二項第一号の政令で定める額は、別表第五第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる関連商品とする。

(法第四十九条第二項第一号の政令で定める額)

**第三十一条** 法第四十九条第二項第二号の政令で定める額は、別表第四の第一欄に掲げる特定継続的役務ごとに同表の第四欄に掲げる額とする。

(法第四十九条第二項第二号の政令で定める額)

**第三十二条** 法第五十五条第三項の規定による承諾に関する手続等)

(法第五十五条第三項の規定による承諾に関する手続等)

**第三十三条** 第七条の規定は、法第五十七条第二項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第七条中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事務提供誘引販売契約の相手方に対する方法により確認するものとする。

(法第五十七条第二項の政令で定める法人)

**第三十四条** 法第五十八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

(法第五十八条の四の政令で定める物品)

**第三十五条** 法第五十八条の七第二項の規定による承諾は、購入業者が、主務省令で定めるところにおいて、第七条中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と、「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段」とあるのは、「法第三十九条第一項前段、第二項前段又は第三項前段」と読み替えるものとする。

(商品販売契約の解除を行うことができないとき)

**第二十三条** 法第四十条の二第二項第四号の政令で定めるときは、連鎖販売加入者の責めに帰する

べき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときとする。

### (特定継続的役務提供の期間及び額)

計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

(法第四十五条第一項の政令で定める金額)

か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者は、業務提供誘引販売契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けようとする旨の申出があつた場合で、当該申出の後に当該業務提供誘引販売契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けようとする旨の申出があつた場合で、当該申出の後に当該業務提供誘引販売契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けようとする旨の申出があつた場合で、当該申出の後に当該業務提供誘引販売契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

6 レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物

るにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

購入業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

購入業者は、法第五十八条の七第三項に規定する事項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

第三十六条 第七条の規定は、法第五十八条の八第三項において法第五十八条の七第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

(法第五十八条の十三第二項の政令で定める法)

第三十七条 法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該するものとする。

一 現に店舗において購入を行つてゐる購入業者(次号及び第三号において「店舗購入業者」という。)が定期的に住居を巡回訪問し、所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは

の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う購入は請求を受け、これを締結して行う購入である。店舗購入業者が顧客(当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、取引(当該取引について法第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項、第五十九条の九、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為があつた者に限る)に対してその住居を訪問して行う購入

三 店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客(当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、二以上の訪問につき取引(当該取引について法第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項、第五十八条の九、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為があつた者に限る)に対してその住居を訪問して行う購入

四 通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合において、その売買契約の相手方は購入業者若しくは役務提供事業者とあるのは「購入業者」と、「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段」と読み替えるものとする。

(法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第五十八条の十三第一項前段」と読み替えるものとする)

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第三十八条 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号(同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。)に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してもとする。

一 内閣総理大臣 消費者委員会  
二 経済産業大臣 消費経済審議会  
三 法第六十七条第一項第六号の当該商品、特定権利(法第二条第四項第二号及び第三号に定めるものに限る)若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは

提 務 役	販 売 業 者
一 当該役務提供事業者が訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る売買契約又は特定権利販売契約の締結について行う勧誘に関する事項	一 该役務提供事業者が訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る売買契約又は特定権利販売契約の申込み又は当該役務提供事業者が行うこれらの役務提供契約若しくは連鎖販売業者に係る連鎖販売取引について行う勧誘に関する事項

者 供 事 業	括 總 括
一 当該役務提供事業者が特定申込みをした訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る役務提供契約の申込み撤回又は当該役務提供事業者が締結した訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る役務提供契約の申込みをした訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る役務提供契約若しくは特定連鎖販売契約又は特定連鎖販売契約若しくは連鎖商品販売契約の締結に関する事項	一 该役務提供事業者が特定申込みをした訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る役務提供契約の申込み撤回又は当該役務提供事業者が締結した訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る役務提供契約若しくは特定連鎖販売契約又は特定連鎖販売契約若しくは連鎖商品販売契約の締結に関する事項

供 提 務 業	者 業 者 連 鎖 販 賣 一 般	勧 誘 者
事項	一、当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う広告に関する事項 二、当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う勧誘に関する事項 三、当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の締結に関する事項 四、当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の解除に関する事項 五、当該一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う広告に関する事項 六、当該勧誘者が勧誘するその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての統括者との契約関係に関する事項	一、当該勧誘者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う広告に関する事項 二、当該勧誘者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の締結に関する事項 三、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の締結に関する事項 四、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の解除に関する事項 五、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う広告に関する事項 六、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について行う契約の締結に関する事項 七、連鎖販売業に係る商品又は役務の種類、特定利益の内容その他の当該統括者が統括する一連の連鎖販売業に関する事項

法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者	一 その者が締結する当該関連商品の販売契約の内容及びその履行に関する事項 二 その者が締結した当該関連商品の販売契約の解除に関する事項
業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者	その者が締結する当該業務提供誘引販売契約の内容及びその履行に関する事項
購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の引渡し（法第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合におけるもの）を受けた第三者	その者が引渡しを受けた当該物品の引渡しに関する事項
販売業者等（法第六十六条第一項に規定する販売業者等をいう。以下この表において同じ。）が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者	その者が行う販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの告知又は表示に関する事項
販売業者等の子法人等、販売業者等を子法人等とする親法人等、販売	その者による当該販売業者等が行う特定商取引に係る業務に

<p><b>備考</b></p> <p>一 「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下の表において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この号において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。</p> <p>二 「関連法人等」とは、法人等が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。（金融庁長官等に委任されない権限）</p>	<p>業者等を子法人等とする親法人等の子法人等との他の関与に関する事項 （当該販売業者等、当該販売業者等の子法人等及び当該販売業者等を子法人等とする親法人等を除く。）又は販売業者等の関連法人等</p>
--	--







等により受け、若しくは当該役務提供契約を頃便等により締結して行う役務の提供であつて、当該二以上の勧誘前取引がいざれもこの政令の施行後にあつたものについて適用し、当該二以上の勧誘前取引のいざれかがこの政令の施行前にあつたものについては、なお従前の例による。

附則第一條第  
四号に掲げる規定の施行の日

**第一条** この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成

(平成十八年法律第二百五十五号) 附則第一条第一項  
四号に掲げる規定の施行の日  
(経過措置)

**附則（平成二三年六月二十四日政令第**

**第一条** この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放

送法等改正法」という。)の施行の日(平成十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

の二の規定は、次の各号に掲げる者が施行日前に締結した契約、施行日前に受けた申込み又は

施行日以後にその申込みにより締結した契約に  
係る債務の提供であつて当該各号に定める債務

い。従前の規約の趣旨において三語併用に定めた従前の提供に相当するものについては、適用しない。

一 次に掲げる者 第二十九条の規定による改  
正前の特定商取引に関する法律施行令（以下「

この条において「旧令」という。別表第一  
第十号に規定する役務の提供

イ 放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法第一条の規定による改正前の放送法

(昭和二十五年法律第二百三十一号)以下「旧放送法」という。) 第二条第三号の二に規定する放送法等放送法第四条の規定に

規定で、不規則電波等の改正法第四条の規定による改正前の電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号。以下「旧電波法」という。）の

規定により放送局の免許を受けた者である者（旧電波法第五条第五項に規定する受信

障害対策中継放送を行う者を除く。) で、放送法等改正法附則第九条第一項の規定に

より放送法等改正法第四条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第45条第二項に規定する上記各号の色紙

第六条第二項に規定する基幹放送局の免許を受けたものとみなされ第二十九条の規定による改正後の特定商取引に関する法律施

（改正後の特定行政令に付する沿用行  
行令（以下この条において「新令」とい  
う。）別表第二第十一号に規定する放送事業

者となつたもの  
口 放送法等改正法の施行の際現に旧放送法

第五十三条の九の三に規定する旧電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無

線局の免許を受けた者である者で、放送法等改正法附則第九条第一項の規定により新電波法第六条第二項に規定する基幹放送局の免許を受けたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となつたもの

八 放送法等改正法の施行の際現に旧放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者である者で、放送法等改正法附則第八条の規定により放送法等改正法第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第九十三条第一項の認定を受けたもの又は新放送法第一百二十六条第一条第一項の登録を受けたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となつたもの

九 放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法附則第二条第二号の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第八十五号）第三条第一項の登録を受けたもの又は新放送法第一百三十三条第一項の届出をしたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となつたもの 旧令別表第二第十八号に規定する業務の提供

三 放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法附則第二条第三号の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第三条第一項の規定による登録を受けている者で、放送法等改正法附則第六条第一項の規定により新放送法第一百二十六条规定を受けたもの又は新放送法第一百三十三条第一項の届出をしたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となつたもの 旧令別表第二第十四号に規定する業務の提供

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

		附 則 (平成二十六年七月三十日政令第二 六九号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第一条	この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。〔平成二十六年四月一日〕から施行する。	附 則 (平成二十七年一月二八日政令第二 六号) 抄	(施行期日) （施行期日）
附 則 (平成二十七年三月二七日政令第一 一号)	この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二十七年三月二七日政令第一 一号)	(施行期日) （施行期日）
附 則 (平成二七年一月一一日政令第一 三七三号) 抄	この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二九年六月三〇日政令第一 七四号) 抄	(施行期日) （施行期日）
附 則 (平成二七年一二月一六日政令第四 二二一号)	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則 (平成二九年五月三〇日政令第一 七三号) 抄	(施行期日) （施行期日）
附 則 (平成二八年二月三日政令第三八 三号) 抄	この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。	附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一 二七三号) 抄	(施行期日) （施行期日）
附 則 (平成二八年二月一七日政令第四 三号) 抄	この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。	附 則 (平成三〇年六月一日政令第一 一五号) 抄	(施行期日) （施行期日）
附 則 (平成二九年三月一三日政令第四 〇号) 抄	この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。	附 則 (平成三〇年七月一日政令第一 一六号) 抄	(施行期日) （施行期日）
附 則 (平成二九年三月一四日政令第四 七号) 抄	この政令は、第六号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。	附 則 (平成三〇年八月一四日政令第一 二一号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第一条	この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。	附 則 (平成二九年一〇月二七日政令第一 二七三号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第二条	この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。	附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一 一五号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第三条	この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。	附 則 (平成三〇年六月一日政令第一 一六号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第四条	この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。	附 則 (令和二年一月三一日政令第二 一五号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第五条	この政令は、改正法施行前にした行為及び附則第一項に規定する経過措置	附 則 (令和二年七月八日政令第二 一七号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第六条	この政令の施行前に新令別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務につき締結された特定継続的役務の提供契約（法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約をいう。）又は当該特定継続的役務提供契約を受ける権利につき締結された特定権利販売契約（法第四十一条第一項第二号に規定する特定権利販売契約をいう。）	附 則 (令和二年七月八日政令第二 一七号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第七条	この政令の施行前に新令別表第四の三の項から第六の項までに掲げる特定継続的役務の提供に際し締結された関連商品販売契約（法第四十一条第二項に規定する関連商品販売契約をいう。）については、適用しない。	附 則 (令和二年七月八日政令第二 一七号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第八条	この政令の施行前に新令別表第四の三の項から第六の項までに掲げる特定継続的役務の提供に際し締結された関連商品販売契約（法第四十一条第二項に規定する関連商品販売契約をいう。）については、適用しない。	附 則 (令和二年七月八日政令第二 一七号) 抄	(施行期日) （施行期日）
第九条	この政令の施行前に新令別表第五第三号口及び第四号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。当該売買契約の申込みを郵便等（特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第二	附 則 (令和三年六月一日政令第一 一六二号) 抄	(施行期日) （施行期日）



て行うものを除く。)、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者が行う同法第六条の四の三第二項に規定する役務の提供、同法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者(以下この号において単に「信用協同組合電子決済等代行業者」という。)が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第六条の四の四第二項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第六条の二第一項に規定する役務を除く。)の提供、同法第六条の五の九第六項に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する事業として行う役務(同法第十九条の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。)の提供及び同法第二十二条第一項の許可を受けた同法第二十二条第一項に規定する旅客不定期航路事業者が行う同法第二十二条第一項に規定する事業者とみなされる同法第二十二条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十二条第一項に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二十二条第一項に規定する事業として行う役務の提供

十一 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

十二 司法書士が行う司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する司法書士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十三 土地家屋調査士が行う土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十二条第一項に規定する土地家屋調査士法人が同法第二十二条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十四 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が行う同条第二十二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十九項に規定する商品先物取引仲介業者が行う同条第二十八項に規定する役務の提供

十五 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項又は第一条の三に規定する役務の提供及び同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規定する業務として行う役務の提供

十六 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一号に規定する事業として行う役務の提供

十七 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五条）第七十八条第四項に規定する自動車運送事業者が行う自動車の点検又は車特定整備事業者が行う自動車の点検又は整備

十八 税理士が行う税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項若しくは第二項又は第二条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第四十八条の五に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十八条の六に規定する役務の提供

十九 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、信用金庫法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者が行う同法第八十五条の三第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供及び同法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部に規定する役務の提供

二十一 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行が行う同法第六条第一項から第三項まで若しくは第八条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第六条第二項若しくは第三項若しくは第六条の二に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が行う同法第二条第十八項に規定する役務の提供、同法第二百二十六条第一項に規定する外国人国際航空運送事業者が行う同法第一百二十九条第一項に規定する役務の提供及び同法第一百三十条の二の許可を受けた者が行う同条に規定する役務の提供

二十三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものとを除く。）、労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「労働金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供及び同法第八十九条の十三



に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は同様に規定する前払式支払手段（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の発行に係る役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が同条第二項に規定する事業として行う商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（以下この号において単に「電子決済手段等取引業者」という。）が行う同条第十項に規定する役務の提供、同条第十六項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第十五項に規定する役務の提供、同条第二十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十四項に規定する役務の提供、同条第二十七項に規定する特定信託会社（同法第三十七条の二第三項の規定による届出をしたものに限る。）が同法第二条第二項に規定する事業として行う役務の提供及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行人が行う同法第二条第十一項に規定する役務の提供

四十八 消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十七号に規定する特定適格消費者団体が同法第七十一条第二項に規定する業務として行う役務の提供

四十九 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第一条第十項に規定する住宅宿泊仲介業者が行う同条第八項に規定する役務の提供

二 不織布及び幅が十三センチメートル以上の織物

三 コンドーム及び生理用品

四 防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。）、浴用剤、合成洗剤、洗净剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム並びに歯ブラシ

別表第三（第十六条関係）

一 動物及び植物の加工品（一般的飲食の用に供されないものに限る。別表第五第一号イ及び第二号イにおいて同じ。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。以下同じ。）を除く。）

二 不織布及び幅が十三センチメートル以上の織物

三 コンドーム及び生理用品

四 防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。）

五 化粧品、毛髪用剤及び石けん（医薬品を除く。）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム並びに歯ブラシ

### 第三十一条關係)

別表第五（第二十九条関係）

- 二ハ 下着  
 ニ 電気による刺激又は電磁波若しくは超音波を用いて人の皮膚を清潔にし又は美化する器具又は装置
- 二 別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
- イ 動物及び植物の加工品であつて、人が摂取するもの
- ロ 化粧品
- ハ マウスピース（歯牙の漂白のために用いられるものに限る。）及び歯牙の漂白剤
- 二 医薬品及び医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第二項の医薬部外品をいう。）であつて、美容を目的とするもの
- 三 別表第四の三の項から五の項までに掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
- イ 書籍
- ロ 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により音、影像又はプログラムを記録した物
- ハ ファクシミリ装置及びテレビ電話装置
- 四 別表第四の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
- イ 電子計算機及びワードプロセッサー並びにこれらの部品及び附属品
- ロ 書籍
- ハ 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により音、映像又はプログラムを記録した物
- 五 別表第四の七の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
- イ 真珠並びに貴石及び半貴石
- ロ 指輪その他の装身具